

日本遺産「龍田古道」復元画像作成業務仕様書

1. 業務名称

日本遺産「龍田古道」復元画像作成業務

2. 業務目的・概要

龍田古道は、奈良時代に天皇が行幸し、万葉和歌に広く詠まれてきたこと等、歴史的価値の高い場所であり、令和2年6月には「龍田古道・亀の瀬」が日本遺産に認定された。

日本遺産「龍田古道」復元画像作成業務は、この主旨を踏まえ、奈良時代に栄えた龍田古道の様子をより多くの人々に容易かつ具体的にイメージしてもらえるよう、大阪府柏原市から奈良県三郷町にわたる龍田古道を再現するデジタルコンテンツを制作するものである。

日本遺産「龍田古道・亀の瀬」推進協議会（以下、協議会）は、本業務を通じて、龍田古道及び日本遺産「龍田古道・亀の瀬」に係る理解や認知度の向上と国内外へのPR活動を推進する。これにより、龍田古道・亀の瀬及び柏原市と三郷町（以下、本市町）への誘客の呼び水にするとともに、地域観光の活性化に資するものとする。

3. 業務期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

4. 業務内容

(1) 龍田古道を再現するデジタルコンテンツの制作

①本市町の風景をコンテンツの中心とし、奈良時代の龍田古道全体を俯瞰するデジタルコンテンツとすること。

②日本遺産「龍田古道・亀の瀬」の周辺ストーリーを前提として、協議会が提供する古地図等の資料やデータを元に、奈良時代の龍田古道をイメージした地形・建物及び人を再現すること。

③デジタル技術を生かした独自性のあるもので、4K以上の高解像度とし、SNSに映え、来訪者の心に強く残るクオリティを実現すること。

④公共施設にて視聴することを前提とし、5分以上のデジタルコンテンツを制作すること。ループ映像の場合、5分以上視聴者を退屈させない工夫をすること。

⑤外国人観光客にも当時の景観がイメージできるよう工夫されたものであること。

⑥本市町の学芸員の監修を受けるとともに、承認を得たうえで制作を進めること。

(2) 視聴機材等の手配

①公共施設に(1)のコンテンツの視聴環境を設置するために必要な機材（ディスプレイ、その他簡易な視聴スペースの構築）を提案し、手配すること。なお、機材の選定、具体的な設置場所については、協議会と協議して決定する。

②視聴機材等一式の配備は、協議会にて行うため、特別な工事を要せずに簡易に整備できる

程度のものとし、整備手順について制作したマニュアルを付して指定の場所に納品すること。

(3) 保守管理、その他付随する業務

- ① 完成後に必要となる運用・保守管理のマニュアルを作成すること。
- ② 視聴機材の保守費用は、委託契約を行った年度については無償とし、次年度以降必要となる保守費用については事前に金額を明示するものとする。
- ③ 今後、協議会が視聴可能人員を追加する場合に、機材の追加のみで対応ができるような仕組みにすること。
- ④ 協議会及び本市町が制作するチラシ・パンフレット等に使用可能なメインビジュアルや画像データを作成し納品すること。

5. 成果品とその時期

本業務委託の成果品及び納入時期は、以下のとおりとする。なお、内容等詳細については、契約時に協議会と協議した上で決定する。

- (1) 制作したデジタルコンテンツやメインビジュアル等を収録した光ディスク 3 枚 (DVD・BD 等)
- (2) 制作したデジタルコンテンツの視聴に必要な機材・備品一式
- (3) 制作したデジタルコンテンツの視聴に必要な機材操作手順書及び運用手順書
- (4) その他、事業実施に当たり、協議会と受託者にて協議し、必要と認められたもの一式。

6. 納品場所

大阪府柏原市安堂町 1 番55号
日本遺産「龍田古道・亀の瀬」推進協議会事務局
(柏原市役所市民部にぎわい観光課内)

7. 契約上限額

6,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)を上限とします。

8. 提出書類

受注者は、契約締結後速やかに以下の書類を協議会に提出するものとする。

- (1) 管理責任者(業務全般)及び主任担当者届(業務毎) ※様式任意
- (2) スケジュール表 ※様式任意
- (3) その他協議会が必要と認める書類

9. 秘密の保持

受託者は、本業務の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用する事はできない。

10. 成果品の利用及び著作権

(1) 著作権(著作権法第 27 条・第 28 条に規定する権利を含む)及び成果品への利用許諾については、協議会と受託者で協議を行うこと。ただし、協議会が納品後の成果品を継続して使用するにあたり、著作権・利用許諾にかかる新たな費用を発生させないこと。

(2) 受託者は、成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果品に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

11. その他

(1) 本仕様書に記載されていない事項であっても、業務の実施上必要と認められる事項については、協議会と協議のうえ、必要と認められる事項は実施すること。

(2) この他定めのない事項については、協議会と協議のうえ決定すること。